

■投資信託非課税口座等規定

1 規定の趣旨

- (1) この規定のうち、第2条から第12条まで及び第36条から第38条までは、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下併せて「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) この規定のうち、第13条から第38条までは、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「未成年のお客さま」といいます。）が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下併せて「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。当行は、この規定に基づき、未成年のお客さまとの間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約及び同項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約を締結します。

2 非課税口座開設届出書等の提出等

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期限までに、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき非課税口座開設届出書（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座開設届出書に加えて勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第20項において準用する施行規則第18条の12第3項に

基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所をいいます。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で非課税口座廃止通知書に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

- (2) 非課税口座の開設の届出は、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダーによる方法により行うことができます。
- (3) 非課税口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。
- (4) 2018年1月1日以降に非課税口座を開設したことがある場合には、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して非課税口座開設届出書を提出する場合又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に非課税口座開設届出書の提出をすることはできません。
- (5) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。
- (6) 当行が非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する非課税口座廃止通知書を当行所定の方法により交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に非課税口座廃止届出書の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

- (7) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の金融機関又は証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する金融商品取引業者等変更届出書を取引営業所等に提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- (8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書を当行所定の方法により交付します。

3 非課税管理勘定の設定

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この規定の第23条から第26条まで及び第32条第1項を除き、以下同じとします。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3の2 累積投資勘定の設定

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する

記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じとします。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3の3 特定累積投資勘定の設定

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた非課税口座開設届出書が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3の4 特定非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は前条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

4 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理します。

5 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるもの）に限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあっては、購入代金をいい、Bの場合にあっては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

A 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行所定の方法により購入（投資信託収益分配金再投資規定第1条（規定の適用範囲）に定める収益分配金再投資契約に基づくもの及び投資信託自動積立・投資信託定期解約規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約に基づくもの）を含みます。以下同じとします。）の申込みをされて取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

B 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている取引営業所等に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じとします。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じとします。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

5の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行所定の取扱いに限ります。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国をした日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

(2) 当行は、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等について、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。

5の3 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国した日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている当行所定の方法により購入の申込みをされて取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

- (2) 当行は、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等について、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。

5の4 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲

- (1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている取引営業所等に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該取引営業所等に保管の委託がされるものに限り、（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまが出国した日から（非課税口座）帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代金をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

A 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

B 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている当行所定の方法により購入の申込みをされて取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

- (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所が定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目

的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

6 非課税口座取引である旨の明示

- (1) お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、当行所定の口座による取引とします。
- (2) お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡するものとします。
- (3) スイッチング(投資信託総合取引規定第13条(スイッチング)第1項に定めるスイッチングをいいます。以下同じとします。)の申込みにより、当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を非課税口座に受け入れること及び非課税口座で保有している上場株式等を非課税口座以外の口座へ移管することはできません。

7 譲渡の方法

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。
- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。
- (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。

8 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

- (1) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条①B及び②に規定す

る移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じとします。）への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令第25条の13第12項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(2) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(3) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法により通知します。

- (4) 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第32項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

9 非課税管理勘定終了時の取扱い

- (1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第8項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合
又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

9の2 累積投資勘定終了時の取扱い

- (1) この規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（第2条第8項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
- ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに取引営業所等に対して施行令第25条の13第20項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設して

いない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座への移管

10 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。以下この条において同じとします。）から1年を経過する日までの間（以下この条において「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合及び（非課税口座）継続適用届出書の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に（非課税口座）帰国届出書の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、取引営業所等に対して提出した場合

お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書きの規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

11 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の非課税口座開設届出書（非課税口座開設届出書の提出後に氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、当該非課税口座異動届出書をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資

勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。以下この条において同じとします。)から1年を経過する日までの間(以下この条において「確認期間」といいます。)に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合及び(非課税口座)継続適用届出書の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に(非課税口座)帰国届出書の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、取引営業所等に対して提出した場合

お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

12 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約の解除

(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約は解除されます。

① お客さまから法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合

当該提出日

② 法第37条の14第23項第1号に定める(非課税口座)継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第25項に定める(非課税口座)帰国届出書の提出をしなかった場合

法第37条の14第27項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)

③ 法第37条の14第23項第2号に規定する出国届出書の提出があった場合

出国日

④ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合

法第37条の14第27項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみ

なされた日（出国日）

- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

- ⑥ 投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手續）第6項に定める投資信託口座をいいます。第35条において同じとします。）に係る契約が解約されたとき

当行所定の日

- ⑦ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき

当行所定の日

- (2) 前項⑥及び⑦の場合には、当行所定の日にお客さまから非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなします。

- (3) 第1項により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約が解除されたときは、当行はお客さまに代わり非課税口座で保有している上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとします。この場合において、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座（投資信託総合取引規定第8条（決済口座の取扱い）第1項に定める決済口座をいいます。第35条において同じとします。）より自動的に引き落とすことができるものとします。

13 未成年者口座廃止届出書の提出等

- (1) 未成年のお客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を取引営業所等に提出してください。

- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするほか、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。

- ① 未成年のお客さま又は代理人（第29条第1項に定める代理人をいいます。以下この条において同じとします。）が当該口座の開設の申込み時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。

- ② 未成年のお客さま又は代理人が次のいずれにも該当しないこと。

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F その他AからEまでに準ずる者

③ 未成年のお客さま又は代理人が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為

E その他AからDまでに準ずる行為

(3) 代理人を変更する場合、変更後の代理人が前項各号の全てを満たす場合に限り、変更することができ、前項各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の代理人の変更をお断りすることができるものとします。また、変更後の代理人が前項各号のいずれかを満たさなくなった場合は、未成年のお客さま名義の投資信託に係る取引を停止すること並びに未成年のお客さまに通知することにより未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約を解約することができるものとします。

14 継続管理勘定の設定

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）は、2024年から2028年までの各年（未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

15 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、第24条から第26条及び第32条第1項を除き、以下同じとします。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）又は継続管理勘定において処理します。

16 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲

(1) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。以下この条において同じとします。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の

12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合にあつては、購入代金をいい、Bの場合にあつては、上場株式等の移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

A 受入期間内に当行所定の方法により購入の申込みをされて取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

B 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2) 当行は、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、未成年のお客さまが取引営業所等に対し、前項①Bに規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、未成年のお客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

17 譲渡の方法

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。

18 課税未成年者口座等への移管

(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第16条第1項①B若しくは同項②又は同条第2項①若しくは同項②の移管がされるものを除きます。）

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

A 5年経過日の属する年の翌年3月31日において未成年のお客さまが18歳未満である場合

当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

B Aに掲げる場合以外の場合

当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② 未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等

同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) 前項①Aに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項①B及び前項②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① 未成年のお客さまが施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は未成年のお客さまが当行に特定口座（前項①Aの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。以下この項②において同じとします。）を開設していない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座（前項①Aの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

19 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、未成年のお客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 法その他の法令に定められた場合を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券の未成年のお客さまへの返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第17条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この号及び第26条②において同じとします。）で法その他の法令に定められた譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与を

しないこと

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入又は預託すること

20 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止

前2条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合には、これらの事由が生じたときに未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。

21 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、未成年のお客さま（相続又は遺贈（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知します。

21の2 継続管理勘定等への移管

- (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管します。
- (2) 前項の場合において、未成年のお客さまが、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管します。

21の3 出国時の取扱い

- (1) 未成年のお客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的

施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- (2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、未成年のお客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。
- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、未成年のお客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じとします。）をした後、当行に施行令第25条の13の8第12項第6号に規定する未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

22 課税未成年者口座の設定

課税未成年者口座（未成年のお客さまが取引営業所等に開設している当行所定の口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この規定に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じとします。）は、未成年者口座と同時に設けられ、次に定める取扱いとなります。

- ① 課税未成年者口座は、未成年のお客さまから特にお申出がない場合、特定口座（源泉徴収選択口座）で開設されます。
- ② 未成年のお客さまで既に特定口座を開設している場合、課税未成年者口座は一般口座で開設されます。ただし、課税未成年者口座について特定口座での開設を希望される場合は、既に開設されている特定口座を廃止のうえ、課税未成年者口座を特定口座（源泉徴収選択口座）で開設していただきます。
- ③ 課税未成年者口座を特定口座で開設した後は、特定口座を重ねて開設することはできません。

23 課税管理勘定における処理

課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下次条から第26条までにおいて同じとします。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入若しくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）において処理します。

24 譲渡の方法

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に

対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。

25 課税管理勘定での管理

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入又は預託します。

26 課税管理勘定の金銭等の管理

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入又は預託がされる金銭その他の資産は、未成年のお客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 法その他の法令に定められた場合を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の未成年のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第24条に規定する方法以外の方法による譲渡で法その他の法令に定められた譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

27 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止

- (1) 前2条に定める要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。
- (2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座を廃止いたします。
 - ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日
 - ② 未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日
 - ③ 2026年1月1日

28 課税未成年者口座への入出金処理

- (1) 未成年のお客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、未成年のお客さま本人に帰属する資金により行うこととし、未成年のお客さま本人による現金での入金（依頼人が未成年のお客さま又は未成年のお客さまの法定代理人であって、取引営業所等の窓口で行うものに限ります。）その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) 未成年のお客さまが未成年者口座又は課税未成年者口座から出金を行う場合には、

現金での出金（取引営業所等の窓口で行うものに限ります。）によるものとします。

- (3) 前項に定める出金を行うことができる者は、未成年のお客さま又は未成年のお客さまの法定代理人に限るものとします。
- (4) 未成年のお客さまの法定代理人が第2項の出金を行う場合には、当行は当該出金に関して未成年のお客さまの同意がある旨を確認するものとします。
- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金に係る金銭が未成年のお客さま本人のために用いられることを確認するものとします。
- (6) 未成年のお客さま本人が第2項に定める出金を行う場合には、未成年のお客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。

29 代理人による取引の届出等

- (1) 未成年のお客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。ただし、選任することができる代理人は、未成年のお客さまの法定代理人のうち1人に限るものとします。
- (2) 未成年のお客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) 未成年者口座及び課税未成年者口座に適用されるゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第2項に定める利用の申込みは、第1項により届け出た代理人のみができるものとし、未成年のお客さまによる申込みであっても、当行がこの申込みを受け付けたときは、当該代理人から申込みがなされたものとみなします。なお、この申込みに際して発行する記号番号等（ゆうちょダイレクト規定第7条（本人確認）第1項に定めるものをいいます。）は、当行所定の方法により未成年のお客さまあて通知しますが、当該代理人が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (4) 前項の場合において、未成年のお客さまが成年に達した後もゆうちょダイレクトを利用するためには、一旦ゆうちょダイレクトの利用を廃止する等の当行所定の手続を行っていただく必要があります。なお、当該手続の結果、当行が必要と認めた場合には、ゆうちょダイレクトの利用をお断りする場合があります。

30 法定代理人の変更

未成年のお客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに取引営業所等に届出を行っていただく必要があります。

31 取引残高の通知

未成年のお客さまが15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高を未成年のお客さま本人に通知します。

32 課税未成年者口座取引である旨の明示

- (1) 未成年のお客さまが受入期間内に、当行で購入の申込みにより取得をした上場株式等（第23条に定める上場株式等をいいます。以下この項において同じとします。）を

課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該購入の申込み時に取引営業所等に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合は、当行所定の口座による取引とします。

- (2) 未成年のお客さまが未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、未成年のお客さまから特にお申出がない場合には、当行が指定したのから譲渡するものとします。
- (3) スwitchingの申込みにより、当行で購入の申込みをされて取得した上場株式等を未成年者口座に受け入れること及び未成年者口座で保有している上場株式等を未成年者口座以外の口座へ移管することはできません。

33 基準年以降の手続等

基準年に達した場合には、当行は未成年のお客さま本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知します。

34 非課税口座のみなし開設

- (1) 2024年以後の各年（その年の1月1日において未成年のお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日において未成年のお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、取引営業所等において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、未成年のお客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行と未成年のお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

35 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除

- (1) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。
 - ① 未成年のお客さま又は法定代理人から法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があった場合
当該提出日
 - ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
法第37条の14の2第20項第1号の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日
 - ③ 第27条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合
法第37条の14の2第20項第2号の規定により未成年のお客さまが未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなされた日

- ④ 施行令第25条の13の8第30項に規定する未成年者出国届出書の提出があった場合
出国日
 - ⑤ 未成年のお客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
法第37条の14の2第20項第1号に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - ⑥ 未成年のお客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書の提出があった場合
未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約により未成年者口座を開設された未成年のお客さまが死亡した日
 - ⑦ 投資信託口座に係る契約が解約されたとき
当行所定の日
 - ⑧ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき
当行所定の日
- (2) 前項⑦及び⑧の場合には、当行所定の日未成年のお客さまから未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなします。
- (3) 第1項により未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約が解除されたときは、当行は未成年のお客さまに代わり未成年者口座内上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとします。この場合において、未成年者口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座より自動的に引き落とすことができるものとします。

36 免責事項

当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。

37 規定の適用

非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る取引等の内容や権利義務に関する事項には、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」、「ゆうちょダイレクト規定」その他の当行が定める規定及び法その他の法令が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

38 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方

法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年1月5日から実施します。